

会議録（１）

会議の名称	平成30年度第3回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成31年2月7日（木） 開会 午後1時25分 閉会 午後2時20分
開催場所	飯能市役所 別館 2階 会議室2・3
議長氏名	内沼 正實
出席委員	内沼 正實 山影 祥子 吉田 勝紀 小島 啓子 増島 宏徳 青鹿 昌純 福島 毅 島田 利二 浅見 春江
欠席委員	杉嶋 康子 中村 光子 石井 道夫 土屋 崇 前田 悦子
説明者の職氏名	飯能市長 大久保 勝 健康福祉部長 島田 茂 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 医療政策室長 生井 隆 健康づくり支援課長 浅見 礼子 保険年金課主幹 加藤 かおり
傍聴者の数	1人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長 島田 茂 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 医療政策室長 生井 隆 健康づくり支援課長 浅見 礼子 保険年金課主幹 加藤 かおり 保険年金課主査 石井 利和 医療政策室主査 中 貴秀 南高麗診療所事務長 大澤 淳一 名栗診療所事務長 渡邊 倫生 保険年金課主任 青山 秀子

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

- （１） 平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案について
- （２） 飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
- （３） 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
- （４） 平成 31 年度飯能市国民健康保険特別会計予算(案)について

を審議し、諮問のとおり承認し、市長に答申することになった。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主査	<p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会長につきましては、過日、委員辞任の申し出がありました。会長から、委員の皆様には、長い間のご協力に対しまして、くれぐれもよろしくとのことおことづけがありましたことをお伝え申し上げます。</p> <p>つきましては、本日の会議は、議長を会長代理に務めていただき、会長後任の委員を選任し、次回の会議において、新たな会長の選任をお願いしたいと考えております。なお、本日の会議ですが、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまから平成 30 年度第 3 回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長代理からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長代理	<p>———会長代理あいさつ———</p>
保険年金課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、大久保市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市長	<p>———市長あいさつ———</p>
保険年金課主査	<p>ありがとうございました。市長は他の公務がございますので、退席させていただきます。</p> <p>規則にしたがいまして、会長代理に議長となっていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長代理	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、協議事項に入ります。なお、これから協議していただく 4 つの協議事項につきましては、市長から諮問されているものであります。</p> <p>はじめに、「(1) 平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
健康福祉部参事 医療政策室長	<p>(第3号)案について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">————— 別紙により説明 ————— ————— 別紙により説明 —————</p>
会長代理	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。 質疑が無いようですので、「平成30年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
会長代理	<p>「異議なし」とのことですので、「平成30年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について」は原案のとおり承認し、市長に答申することといたします。</p>
会長代理	<p>それでは、次の協議事項に入ります。「(2)飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事	<p style="text-align: center;">————— 別紙により説明 —————</p>
会長代理	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。 質疑が無いようですので、「飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長代理	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>「異議なし」とのことですので、「飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」は、原案のとおり承認し、市長に答申することといたします。</p>
会長代理	<p>それでは、次の協議事項に入ります。「(3) 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事	<p>————— 別紙により説明 —————</p>
会長代理	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p> <p>質疑が無いようですので、「飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
会長代理	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>「異議なし」とのことですので、「飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」は原案のとおり承認し、市長に答申することといたします。</p>
会長代理	<p>それでは、次の協議事項に入ります。「(4) 平成 31 年度飯能市国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事	<p>————— 別紙により説明 —————</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
医療政策室長	————— 別紙により説明 —————
議長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	南高麗診療所と名栗診療所で、一日当たり患者数は何人くらいいるのかお伺いします。
医療政策室長	両診療所ともに、20名程度の患者数となっております。
委員	地元診療所がないのは心細いとは思いますが、飯能の街中に車で移動できる手段を考えた方がよいとは思いますが、いかがですか。
医療政策室長	地域人口が減っている状況がありまして、患者数もそれに伴って減っている状況でございます。市としましては、地域性ですとか、移動手段の問題等もありますので、総合的に検討していかなければいけない内容かと考えております。
委員	以前は30名程度の患者がいたかと思えます。実際に20名程度ですか。
医療政策室長	多い日もあれば少ない日もありますが、平均すると20名程度と認識しております。
委員	以前に1日30数名程度の患者がいないと収支が合わないと聞いたことがありますので、もう少しPRをしないといけないと思えます。また、診療所の医師のレベルはどのくらいなのでしょう。医師の研修は定期的に行っているのですか。
医療政策室長	両診療所にはそれぞれ医師がおりますが、定期的に研修を受けていただいております。最新の医療ですとか薬剤に関する知識も持ち合わせていると認識しております。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>先ほど経営面の話もありましたが、引き続き PR 等をしまして、収入の確保ができるように努めていきたいと考えております。</p> <p>飯能住まい制度などを、南高麗で進めておりますので、ぜひ受診者が増えるよう努めていただきたいと思います。名栗の医師は自治医大出身で県からの派遣ということですが、定期的に研修を受けていると話を聞きましたので今後も研修に行っていただきたいと思います。また、インフルエンザにかかっても、従来の薬を出すという話もありますので、新しい医薬品の知識も高めていただいて、医療格差がないよう努めていただきたいと思います。</p>
医療政策室長	<p>補足で説明をさせていただきたいと思います。インフルエンザの医薬品につきましては、従来タミフルという薬剤が多かったと思いますが、最近出ているのがゾフルーザという医薬品です。実際にその薬は南高麗診療所でも扱っております。また、薬の使用については、患者の状況をみながら、医師の判断もあるかと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。</p>
委員	<p>インフルエンザの薬の話が出ましたが、タミフルは効かない薬ではありません。タミフルはすごく優秀な薬です。ゾフルーザは去年から出ているのですが、一日一回飲むだけでよいという宣伝が効いて、すごく使われましたが、耐性ウイルスが子どもにかなり出ており、10人当たり2人、3人出てしまったということを考えると、タミフルの方が安全な薬と言えます。薬が悪いということはないし、名栗にしても南高麗にしても、きちんと研修を受けてきた先生なので劣っているということはありません。実際に問題なのは、名栗にしても南高麗にしても人口減少です。人口減少が大きいので、それに伴って、患者数も少なくなります。決して医師や医療が悪いということではないということだけ、付け加えさせていただきます。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>東吾野の病院がなくなりましたが、東吾野がなくなった時はどういった理由でなくすことにしたのか、それは医業収入が限度以下になったからという判断を下していたと思います。そうすると、名栗と南高麗では少し内容が違うと思います。名栗から飯能の街中まで来るのは、相当の時間がかかります。南高麗は美杉台ができて、大分状況が変わってきていると思いますので、計画を立てて何らかの対処をしていかないと、話だけで終わってしまうということになります。</p> <p>今回の南高麗とかいうことではなくて、人口減ということになると、皆様のご負担をどんどん増やせばという問題ではなくて、先ほど移動手段の話があったように巡回バスというものを利用したり、その巡回バスも市が運営するのではなくて、イーグルバスのように良い業者もあります。日高市のように良い結果を出しているところもあります。これくらいの医業費になったときに南高麗の方にご協力を得られるかどうかの下準備もしていく必要があるかと思えます。</p>
委員	<p>東吾野の話が出ましたが、東吾野は病院でベッドを持っていて、病院は民間だとどこも赤字になってきています。病院とは話が全く違う問題で、南高麗と名栗の2か所は診療所です。地域の人たちの近くに医者がいるということは、地域の皆さんにとっては非常に心強いことで、絶対に必要なものです。</p>
健康福祉部長	<p>南高麗の診療所あるいは名栗の診療所につきましても、地域性というものを考えて運営をしていかなければなりません。そうした中で、どうしても市でないとカバーできない事業でもあると認識しております。人口減少とともに、患者数が減ったりという事実もあります。我々もできることの中で、できるだけ地元の方に診療所を使っただけということに取り組んでいますが、人口減少のスピードに追いついていかないとすることはあります。</p> <p>市民の方々が不便なく暮らしができるかというところに一番の着眼点</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長代理	<p>を置いて、市民の皆様にご不便をかけないような取組みはどうしたらよいかということを考えて、我々も精一杯やらせていただきたいと思います。その節はそれぞれの関係機関の皆様にも色々ご相談をさせていただきまして、より良い方向性を見い出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>他に質疑はございますか。 質疑がないようですので、お諮りいたします。 「平成 31 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
会長代理	<p>「異議なし」とのことですので、「平成 31 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認し、市長に答申することといたします。</p> <p>本日の協議事項は以上となりますので、議長の任を降ろさせていただきます。委員の皆様には、ご協力いただき、ありがとうございました。</p>
保険年金課主査	<p>会長代理、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の「5 報告事項」に移らせていただきます。</p> <p>①国民健康保険事業費納付金の平成 31 年度分本算定結果について につきましては、先ほど健康福祉部参事より協議事項の説明と合わせて、ご報告させていただきました。</p> <p>②飯能市の特定健康診査・特定保健指導について を報告させていただきます。</p>
健康福祉部参事	<p>————— 別紙により説明 —————</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主査	<p>委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようですので、本日の案件は以上とさせていただきますと思います。委員の皆様には慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 14:20</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">議長の署名 _____</p>	

平成30年度 第3回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

平成31年2月7日

協議事項

(1) 平成30年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案について

健康福祉部参事兼保険年金課長の田中と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

協議事項(1)の平成30年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案のうち、事業勘定分についてご説明いたします。

南高麗診療所勘定については、私からご説明した後、生井医療政策室長からご説明させていただきます。

青のインデックス1「平成30年度 飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案の概要」をご覧ください。これは、平成31年3月議会に上程いたしまず補正予算案になります。

3月補正の欄をご覧ください。歳入は寄附金を新たに計上するものです。匿名を希望する個人から、国民健康保険の制度に大変お世話になったので、国民健康保険で使っていただきたいということで、ご寄附をいただいたものです。

2ページをご覧ください。

次に歳出についてご説明いたします。寄附金を財源に、国民健康保険財政調整基金積立金を増額するものです。

なお、本日の協議事項(1)から(4)までにつきましては、議会が始まります2月22日までは、取扱いにご留意くださいますようお願いいたします。

協議事項

(2) 飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

協議事項（2）の飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

青のインデックス2をご覧ください。

1の趣旨は、診療報酬の算定方法の一部が改正されたことに伴い、引用する条項の整理を行うものです。

2の改正内容ですが、診療報酬の算定方法の歯科訪問診療料の項に、訪問診療点数についての新たな規定が加わったことに伴い、注8が注9に繰り下がったための改正で、内容に変更はありません。

説明は以上です。

協議事項

(3) 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

協議事項（3）の飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

資料は青のインデックス3となりますが、報告事項の（1）国民健康保険事業費納付金の本算定結果について関連がありますので、はじめに本日お配りしました赤のインデックス1をご覧ください。

このたび、埼玉県から、本市の国民健康保険事業費納付金の平成31年度分本算定結果が示されました。

1 平成31年度分仮算定結果と本算定結果の比較をご覧ください。

前回の会議でお示ししました仮算定結果と比較して、本算定結果は、約1,250万円下がりました。

2 平成30年度分本算定結果と平成31年度分本算定結果の比較をご覧ください。

納付金額全体で約2,800万円下がりました。

納付金額が前年度より下がった最も大きな理由は、被保険者の減少ですが、医療費が伸びていることから、1人当たりの納付金額は増えています。

2ページの4 近隣市及び県内市町村平均との1人当たり納付金額の比較をご覧ください。

本市は1人当たりの納付金額は約400円増えています。他市及び県内市町村平均ほど増えていません。

国民健康保険事業費納付金は、市町村ごとの医療費実績を基に、加入者数、所得水準等で按分することになっていますが、医療費については、年齢構成の違いを考慮することになっています。本市の場合、1人当たりの医療費は、県平均より高くなっていますが、年齢構成を考慮すると、県平均より低くなっていることから、保険給付費分として納める納付金額が少なくなっています。これは、年齢の高い人の割合が多い割には、医療費は比較的にかかっていないということの意味しています。

それでは、青のインデックス3をご覧ください。

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてですが、前回の会議でご承認いただいたとおり、税率は据え置き、賦課限度額は89万円から93万円に改正するものです。

平成31年度の国民健康保険事業費納付金の予算額は、平成30年度と比較して、約2,800万円減少していますが、この後、ご説明します平成31年度予算でもおわかりになると思いますが、被保険者の減少により、国民健康保険税収入

は約 8,000 万円減少しています。差し引きで、約 5,000 万円収支は悪化しています。

こうしたことから、高額所得者層の負担は増えますが、中間所得者層の負担軽減に結び付くため、地方税法で定める賦課限度額まで引き上げるものです。

説明は、以上です。

協議事項

(4) 平成31年度飯能市国民健康保険特別会計予算(案)について

協議事項(4)平成31年度飯能市国民健康保険特別会計予算(案)についてご説明いたします。

青のインデックス4をご覧ください。

私からは、事業勘定分についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

当初予算額の推移となります。

表の一番左が年度で、下に行くほど前の年度となります。

一番上の行が、平成31年度となります。平成31年度の当初予算額は約89億円で、前年度との比較では約3億7,000万円の増額となり、4.4%の増となります。

これは、後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者は減少していますが、1人当たりの医療費が伸びていることから、歳出の保険給付費を増額し、歳入において、保険給付費分として県から交付される県支出金を増額することによります。

2ページをお願いいたします。こちらは、歳入の概要となります。

歳入は、1款から8款までありますが、主なものをご説明します。まず、ページの一番上をご覧ください。

1款の国民健康保険税です。

前年度と比べると、約7,900万円の減額となります。この減額の主な理由は、75歳になって国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することから、被保険者が減少(△924人)していることによるものです。

次に4款の県支出金です。

当初予算額は、約64億7,000万円です。前年度に比べて約3億9,000万円の増額となります。

主なものは、県補助金の普通交付金と特別交付金です。

歳出の保険給付費の給付に要する費用が、県から交付されることから、歳出の保険給付費の増に伴い、増額とするものです。

次に、6款の繰入金となります。これについては、別に図がありますので、恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

繰入金は大きく2つに分かれております。それが、4ページの一番上の「一般会計繰入金」と「基金繰入金」になります。

まず、一般会計繰入金とは、市民税などの市民全員に係る、市の一般的な事業の会計から、国民健康保険の会計に入れるお金のことです。

一般会計繰入金は、さらに2つに分かれまして、それが「法定繰入金」と、「法定外繰入金」になります。

法定繰入金とは、文字通り、法律で一般会計から国民健康保険会計に入れることが、義務付けられているもののことです。

その理由ですが、たとえば、一番左の「保険基盤安定繰入金」は、国民健康保険に低所得者が多いため、一定の基準に基づき、一般会計から国民健康保険会計に入れることが義務付けられているものです。

このように、法律で認められている法定繰入金も4つありますが、それでも足りないため、財源不足を補う分として入れているのが、法定外繰入金の「その他一般会計繰入金」というものがあります。

平成31年度のその他一般会計繰入金は、2億500万円を計上しております。前年度より100万円の減額となります。

それから、その右側にある「基金繰入金」の基金とは、別にとってある貯金のようなもののことです。平成29年度までは、主に医療費の支払いに充てていましたが、平成30年度から基金の名称を国民健康保険財政調整基金として、国民健康保険事業費納付金の支払いに不足が生じた場合や、年度間の財政調整に充てるものとなりました。平成31年度は、1億6,000万円を計上いたしました。

そして、一番右の合計では、全体で、約7億2,700万円になっております。この額が、6款の繰入金の予算額になっています。

次に3ページをお願いいたします。

歳出の概要になります。

歳出も、1款から8款までありますが、主なものをご説明します。

まず、2款の保険給付費をお願いします。

当初予算額は、約64億3,000万円です。

前年度対比では、約3億9,000円の増額となり、6.5%の増となります。

この理由は、加入者は減少していますが、1人当たりの医療費が伸びていることによるものです。

次に、5款の保健事業費です。

当初予算額は、約1億3,300万円です。

前年度比1.3%の減となります。

特定健康診査や人間ドックなどの医療費適正化に係る事業費を計上しています。引き続き、積極的に取り組んでまいります。

5ページ、6ページは、歳入歳出の構成を示したものです。

次に、7ページをお願いいたします。

こちらは、歳入の国民健康保険税と、歳出の保険給付費を改めて掲載して、推移を載せたものです。

国民健康保険税は、加入者の減少により、減額となっている一方、保険給付費は加入者の減少はあるものの、1人当たりの医療費が伸びていることから、増加しています。

国民健康保険税の収納率向上、そして医療費の適正化のための特定健康診査などの事業に全力で取り組んでまいりますので、国民健康保険制度の安定的な運営のために、委員の皆様には引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業勘定の説明は以上です

引き続き、南高麗診療所勘定、名栗診療所勘定について、生井医療政策室長からご説明をさせていただきます。

報告事項

(2) 飯能市の特定健診・特定保健指導について

報告事項(2) 飯能市の特定健診・特定保健指導についてご説明いたします。
本日お配りしました資料の赤のインデックス(2)をご覧ください。

1 ページの上段は、特定健康診査の受診回数別の1人当たりの医療費をグラフにしたものです。

毎年継続している人は、医療費が少なく済んでいます。

平成25年度から平成29年度まで5年間継続して受診している人は、一度も受診していない人に比べて、1人当たりの医療費が年間約90,000万円少なくなっています。

1 ページの下段は、特定健康診査の年代別受診者・未受診者をグラフにしたものです。

年齢の若い方の受診率は低い傾向にあります。また、受診率の高い60歳以上につきましても、対象となる被保険者数が多いため、未受診者が多くなっております。

市としましては、こうした方に受診してもらえるよう、案内通知の見直しなど効果的な方法を検討してまいります。かかりつけ医からの受診勧奨が最も効果的だと考えますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。また、薬局やその他の医療機関にも引き続きご協力をお願いいたします。

2 ページは、特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率の推移や、年齢階級別、男女別の受診率・実施率をグラフにしたものです。

特定健康診査の受診率と同様に、特定保健指導についても、平成29年度の実施率は伸びましたが、引き続き、実施率の向上に向けて努力してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

説明は、以上です。

平成 30 年度 第 3 回国民健康保険運営協議会説明書

平成 31 年 2 月 7 日

協議事項

- (1) 平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（3 号）案（南高麗診療所勘定）について

保険年金課医療政策室長の生井です。よろしく申し上げます。

続きまして、私からは、南高麗診療所勘定の補正予算につきまして、説明させていただきます。

引き続き青のインデックス 1 の 3 ページをご覧ください。こちらは南高麗診療所勘定になります。

初めに、上段の歳入でございます。

1 款、診療収入につきましては、外来収入の減額に伴い、834 万 9 千円を減額し、3 款、繰入金につきましては、同じく外来収入の減額等に伴い、199 万 2 千円を増額するものです。

次に、下段の歳出でございます。

2 款、医業費につきまして、非常勤医師報酬及び医薬材料費の減額に伴い、635 万 7 千円を減額するものです。

以上によりまして、南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 635 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,323 万 1 千円とするものです。

南高麗診療所勘定の説明は以上です。

平成30年度 第3回 国民健康保険運営協議会説明書

平成31年2月7日

協議事項

- (4) 平成31年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について
（南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定）

医療政策室長の生井です。よろしくお願いいたします。

それでは、南高麗診療所及び名栗診療所の平成31年度予算案につきまして、説明させていただきます。

初めに、南高麗診療所勘定について、説明いたします。青のインデックス4の8ページをご覧ください。

初めに、歳入です。太線で囲んであります平成31年度の部分をご覧ください。1款、診療収入につきましては、4,959万2千円を計上いたしました。内容につきましては、外来収入、健康診断や予防接種などの収入を見込んでおり、歳入全体における予算構成比は63.5%になります。次に、2款、使用料及び手数料の22万円は、往診時等の自動車使用料、診断書等手数料などです。次に、3款、繰入金は、診療所経営の赤字補てん分として、一般会計からの繰入金を2,721万5千円計上し、構成比は34.9%になります。続きまして、4款、繰越金は100万円を計上し、5款、諸収入につきましては、労働保険料被保険者負担金などを計上しました。以上により、平成31年度の南高麗診療所勘定の歳入は、合計で7,804万1千円と見込んでおります。昨年度と比較いたしますと、153万9千円、1.9%の減となっております。

続きまして、下段の歳出です。

同様に、平成31年度の部分をご覧ください。1款、総務費につきましては、職員の人件費及び施設管理に要する経費となっており、4,198万1千円を計上し、歳出全体における予算構成比は53.8%になります。内容といたしましては、南高麗診療所の正規職員の一般職人件費と、施設管理に必要な光熱水費、委託料などの施設管理事業となっております。次に、2款、医業費は、医薬材料費、臨床検査等の委託料などであり、3,506万円を計上し、構成比は44.9%となっております。3款、予備費につきましては、100万円を計上しております。以上により、歳出の合計は、歳入と同額の7,804万1千円となっております。

南高麗診療所勘定については以上でございます。

続きまして、名栗診療所勘定について、説明いたします。11ページをご覧ください。

初めに、歳入です。平成31年度の部分をご覧ください。内容につきましては、

南高麗診療所と同様の内容となっておりますので説明は省略させていただきます。1 款、診療収入につきましては、4,079 万 5 千円を計上し、歳入全体における予算構成比は 60.0%になります。次に、2 款、使用料及び手数料は 13 万円を計上しました。3 款、繰入金は、2,552 万 5 千円計上し、構成比は 37.6%になります。続きまして、4 款、繰越金は 100 万円を計上し、5 款、諸収入は、50 万 9 千円を計上しました。以上により、平成 31 年度の名栗診療所勘定の歳入は、合計で 6,795 万 9 千円と見込んでおります。昨年度と比較いたしますと、568 万 6 千円、7.7%の減となっております。

続きまして、下段の歳出です。歳出につきましても、南高麗診療所と同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。1 款、総務費につきましては、3,686 万 5 千円を計上し、歳出全体における予算構成比は 54.2%になります。次に、2 款、医業費は、3,009 万 4 千円を計上し、構成比は 44.3%となっております。3 款、予備費につきましては、100 万円を計上しております。以上により、歳出の合計は、歳入と同額の 6,795 万 9 千円となっております。

名栗診療所勘定については以上です。

9 ページと 10 ページ、12 ページと 13 ページにはそれぞれの診療所勘定の予算構成比をグラフで示しておりますので、参考にご覧ください。

説明は以上です。